

制定 平成 27 年 4 月 1 日

横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付要綱

(目的)

- 第 1 条 この要綱は、地球温暖化を防止し、災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、横浜市（以下「市」という。）が実施する横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付手続等に関する基本的事項を定め、補助金交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。
- 2 市が予算の範囲内で補助金を交付することについて、横浜市補助金の交付等に関する規則（平成 17 年 11 月 30 日横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 市民 第 7 条に定める補助金交付申請書の提出時において住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき、市の住民基本台帳に記録されている者。
 - (2) 戸建住宅 一つの建物が 1 住宅で、かつ、建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）第 1 条に定める区分所有権を有さない住宅。
 - (3) 併用住宅 戸建住宅のうち、店舗等と併用し、かつ、居住部分の面積が 1 / 2 以上である住宅。
 - (4) 集合住宅 一棟の建物が、共有部分を除き、構造上、数個の部分に区画され、各区画がそれぞれ独立して住居に供される住宅。
 - (5) 既存住宅 戸建住宅、併用住宅及び集合住宅のうち、建物の完成の日から、1 年以上を経過している住宅。
- 2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

(交付対象者)

- 第 3 条 補助金交付の対象となる者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。
- (1) 次に掲げる者のうち、いずれかの者であること。
 - ア 市内において自ら居住または居住を予定している住宅に、次条に規定するシステム（以下「システム」という。）を新たに設置する個人
 - イ システムが設置された市内の住宅を購入し居住を予定している個人
 - ウ 所有するシステムを市内の住宅に設置するため、当該住宅の所有者等に貸与する法人（以下「リース事業者」という。）

- (2) 市税の滞納がないこと。
 - (3) システムの設置にあつてはその工事着工前、システムが設置された住宅の購入にあつてはその引渡し前に、第7条に定める交付申請書を別表1に定める期日までに提出できる者であること。
 - (4) 第11条に定める実績報告書を別表1に定める期日までに提出できる者であること。
 - (5) 居住又は居住を予定している住宅にシステムを設置する場合で、補助金交付申請者以外に所有者が存在するときは、補助金交付申請者以外の所有者全員から第7条に定める同意書を得られる者であること。
- 2 当該補助事業は、補助金規則第24条ただし書きに定める市内事業者による入札又は2人以上の市内事業者からの見積書の徴収を行い難い場合に該当するものとする。

(対象システム)

第4条 補助の対象となるシステムの仕様及び補助の要件は、別表2に定める。

- 2 システムを設置する住宅が新築住宅である場合には、住宅にHEMS（家庭用エネルギー管理機器）の設置を要する。
- 3 システムはすべて未使用品であること。

(補助金額)

第5条 補助金額は、別表3のとおりとする。

- 2 前項の補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(申請の受付期間等)

第6条 市長は、別表1に定める期間及び条件において、この要綱に基づく補助を受けようとする者について申請を受け付けるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、別表1に定める受付期間内に、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請書（第1号様式。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請日において全ての市税を滞納していないことが証明できる書類
ただし、交付申請書の同意事項への同意をもってこの書類とみなすことができる。
- (2) 申請者が個人の場合は住民票（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの）、法人の場合は定款（写し）及び登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（交付申請書の提出の日前3か月以内に発行されたもの。）又はこれに代わるもの、法人格を持たない団体の場合は規約（写し）又はこれに代わるもの
- (3) 申請者が法人又は法人格を持たない団体にあつては、役員等氏名一覧表

- (4) システムを設置する住宅に係る、登記事項証明書（交付申請書の提出日の1年以内に発行されたもの。）又は申請書を提出する年度に発行された固定資産税の家屋に係る評価証明書（共有の場合は共有者の氏名がわかるもの。）、住宅を新築する場合又はシステムが設置された住宅を購入する場合は、建築確認済証（写し）又はこれに代わるもの。
 - (5) 居住又は居住を予定している住宅にシステムを設置する場合で、補助金交付申請者以外に所有者が存在する者にあつては、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請に係る同意書（第2号様式。システムを設置する住宅の補助金交付申請者以外の所有者全員から同意を得たもの。）
 - (6) 契約書の写し又はこれに代わるもの
 - (7) 補助金交付申請者がリース事業者である場合は、共同申請同意書（第3号様式）、設備のリースに係る契約書（写し）又はこれに代わるもの、リース料計算書及びリース料総額から補助金相当額分が減額されていることを証明できる書類
 - (8) その他市長が必要と認める書類
- 2 交付申請は、別表1に定める期間内に市環境創造局環境保全部環境エネルギー課に郵送することにより行うものとする。
 - 3 補助金規則第5条第3項の規定により、市長が交付申請において、交付申請書への記載又は添付を省略させることができる書類は、同規則同条第2項第2号から第4号に掲げるものとする。

（交付及び不交付の決定）

- 第8条 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めたときは、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定通知書（第4号様式）により、その旨を補助金交付予定額及び交付に関する条件を付して申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前条の交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当でないと認めたときは、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金不交付決定通知書（第5号様式）により、その旨を理由を付して申請者に通知するものとする。

（計画変更の申請及び承認）

- 第9条 交付申請者は、交付申請した計画を変更しようとする場合は、遅滞なく横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認申請書（第6号様式。以下「計画変更承認申請書」という。）を市長に提出し、事前にその承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、変更承認共同申請同意書（第7号様式）を添付するものとする。
- 2 前項のうち、補助事業の計画の変更の内容が補助対象システムの変更であつて、補助

金の交付予定額に変更が生じない場合は、第 11 条に定める実績報告書の提出をもって代えることができる。

- 3 市長は、第 1 項の計画変更承認申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、計画の変更を承認した場合は、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金計画変更承認通知書（第 8 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第 10 条 交付申請者は、補助事業の中止その他の理由により第 3 条に定める交付対象者の要件を満たすことができなくなった場合は、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付申請取下げ申請書（第 9 号様式。以下「交付申請取下げ申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付申請者がリース事業者の場合は、申請取下げ共同申請同意書（第 10 号様式）を添付するものとする。

- 2 市長は、前項の交付申請取下げ申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、交付申請の取下げを承認した場合は、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金申請取下げ承認通知書（第 11 号様式）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第 11 条 第 8 条第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、システムの設置を完了した後、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金実績報告書（第 12 号様式。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、速やかに、かつ、別表 1 に定める期限までに市長に提出しなければならない。

- （1）システムの設置費に係る領収書の写し（システム設置費が明確なもの。内容が不明な場合は、領収書に領収内訳書を添付。）
- （2）システムの設置状態を示すカラー写真
- （3）設置したシステムの出荷証明書（写し）又は保証書（写し）若しくはこれに代わるもの
- （4）住宅を新築又はシステムが設置された住宅を購入し、第 7 条に規定する申請書の提出の際に、システムを設置した住宅の登記事項証明書を提出していない場合は、登記事項証明書（提出期限に登記が完了していない場合は、登記申請書の受領証（写し））
- （5）その他市長が必要と認める書類

- 2 補助金規則第 14 条第 4 項の規定により、市長が実績報告において、報告、添付又は記載を省略させることができる書類は、同規則同条第 1 項第 2 号のうち補助金等に係る収支計算に関する事項を記載した決算書及び同条第 3 号から第 5 号に掲げるものとする。

（交付額の確定及び交付）

第 12 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、速やかにその内容を精査し、

本要綱に適合する場合は、補助金交付額を確定しなければならない。

- 2 市長は、補助金交付額を確定したときは、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付額確定通知書（第 13 号様式）により、交付決定者に対し補助金交付額を通知し、補助金を交付するものとする。

（手続の委任）

第 13 条 補助金の交付を受けようとする者は、委任状（第 14 号様式）を市長に提出することにより、第 7 条に定める交付申請、第 9 条に定める計画変更承認申請、第 10 条に定める交付申請取下げ申請及び第 11 条に定める実績報告について、第三者（以下「受任者」という。）に対してこれらの手続の権限を委任することができる。

- 2 受任者は、委任された手続を、誠意をもって実施するものとし、手続を通じ補助金の交付申請を行う者に関して得た情報は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 条）に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、受任者が第 1 項に規定する手続を偽りその他不正な手段により行った疑いのある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該受任者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続の受任を認めないことができるものとする。

（管理）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、対象システムを別表 4 に定める期間（以下「管理期間」という。）、善良なる管理者の注意をもって管理し、その居住する住宅において使用しなければならない。

（財産処分の制限及び返還）

第 15 条 補助金の交付を受けた者は、管理期間内において、当該住宅の売却など対象システムを処分する必要があるときは、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認申請書（第 15 号様式。以下「処分承認申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の処分承認申請書の提出を受けたときは、これを承認し、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金財産処分承認通知書（第 16 号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、補助金の交付を受けた者が、第 1 項の規定により対象システムを処分したときは、別表 5 に定める割合に応じて補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

（交付決定及び交付額の確定の取消し並び返還）

第 16 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条の規定による補助金の交

付決定又は第 12 条の規定による補助金交付額の確定を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (2) 補助金交付額の確定を受けた者が、本要綱に違反した場合
- (3) 補助金の交付を受けた者が、補助金を対象システムの設置以外の目的に使用した場合

2 市長は、前項の取消しをしたときは、横浜市住宅用自立分散型エネルギー設備設置費補助金交付決定取消し通知書（第 17 号様式）により、申請者に理由を付して通知するものとする。

3 市長は、第 1 項の規定により取消しをしたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を請求することができる。

(協力)

第 17 条 市長は、申請者又は補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する調査等について協力を求めることができる。

(暴力団の排除)

第 18 条 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号）第 8 条の規定に基づき、補助金交付申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- (2) 法第 2 条第 2 項に規定する暴力団
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団員に該当するもの

2 市長は、必要に応じ補助金交付申請者又は補助金交付の決定を受けた者が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(その他)

第 19 条 この要綱により定めるものの他、補助金の交付について必要な事項は、市長が定める。

附則 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表1（第3条、第6条、第7条及び第11条関係）

【申請等の期間及び条件について】

申請等の期間及び条件については、次のとおりとする。

申請受付期間	実績報告書提出期限
申請受付開始の日から翌年2月の第2週の金曜日	申請受付開始の日の翌年3月の第2週の金曜日

【条件】

- ・ 交付予定額が予算額に達したときは、上記の期間によらず交付申請受付を締め切る。
- ・ 交付申請及び実績報告にあたっては、必要書類を全てそろえて、提出期限までに市環境創造局環境エネルギー課に郵送すること。
- ・ 申請受付期間の最終日及び実績報告書提出期限が祝祭日及び閉庁期間に当たる場合は、その直前開庁日をその期日とする。

別表2（第4条関係）

【補助の対象となるシステム及び補助の要件について】

対象となるシステム	補助の要件	特記事項
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	経済産業省の「住宅・ビルの革新的省エネ技術導入促進事業費補助金（ネット・ゼロ・エネルギーハウス支援事業）」に定める要件を満たすエネルギー計測装置	
蓄電システム	経済産業省の「定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業費補助金」の対象となる設備	新築住宅の場合は、同時にHEMSの設置を要する
EV充給電設備	電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な機器で、かつ経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金」の対象となる設備	
停電対応型燃料電池システム	経済産業省の「民生用燃料電池導入支援補助金」の対象となる設備で、停電時発電機能を内蔵した設備又は別売りの停電時発電機能オプションを併設した設備	

別表3（第5条関係）

【補助金額について】

対象となるシステム	補助金額
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	1万円
蓄電システム	機器費（消費税除く）の4分の1（上限15万円）
EV充給電設備	機器費（消費税除く）の4分の1（上限15万円）
停電対応型燃料電池システム	機器費（消費税除く）の4分の1（上限10万円）

別表4（第14条関係）

【対象システムの管理期間について】

対象となるシステム	期間
HEMS（家庭用エネルギー管理機器）	5年
蓄電システム	6年
EV充電設備	5年
停電対応型燃料電池システム	6年

別表5（第15条関係）

【返還割合について】

財産処分により、交付した補助金の返還を請求する場合の金額は、対象システムの補助金相当額に当該システムの使用期間により定めた返還割合を乗じ、100円未満を切り捨てた額とする。

実績報告にある使用開始日等から起算した期間ごとに、返還割合を次のとおり定める。（処分の承認前に当該行為が行われた場合は、その日から起算する。）

・HEMS（家庭用エネルギー管理機器）

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	80%
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	60%
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	40%
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	20%
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上の場合	なし

・蓄電システム

使用期間	返還の割合
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	84%
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	67%
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	50%
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	34%
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満	17%

処分の承認日が、使用開始日から起算して6年以上の場合	なし																														
<p>・EV充給電設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>返還の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満</td> <td>80%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上の場合</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>・停電対応型燃料電池システム</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用期間</th> <th>返還の割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満</td> <td>84%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満</td> <td>67%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満</td> <td>34%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>処分の承認日が、使用開始日から起算して6年以上の場合</td> <td>なし</td> </tr> </tbody> </table>		使用期間	返還の割合	処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%	処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	80%	処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	60%	処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	40%	処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	20%	処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上の場合	なし	使用期間	返還の割合	処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%	処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	84%	処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	67%	処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	50%	処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	34%	処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満	17%	処分の承認日が、使用開始日から起算して6年以上の場合	なし
使用期間	返還の割合																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	80%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	60%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	40%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	20%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上の場合	なし																														
使用期間	返還の割合																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年に満たない場合	100%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して1年以上2年未満	84%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して2年以上3年未満	67%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して3年以上4年未満	50%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して4年以上5年未満	34%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して5年以上6年未満	17%																														
処分の承認日が、使用開始日から起算して6年以上の場合	なし																														